

佐賀県告示第二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十三年二月一日から平成二十三年二月二十八日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月一日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 波佐見塩田線	武雄市西川登町大字神六字野田二八七九五番八地先から 武雄市西川登町大字神六字林副二七四三三番地先まで	平成二三・二・一